

紀南環境広域施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 8 月15日

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合条例第 2 号

紀南環境広域施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

紀南環境広域施設組合職員の育児休業等に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第 2 項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第 5 条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第11条第 7 号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。